

石川県公報

平成30年6月5日
第13111号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

○救急病院の指定	(地域医療推進室)	1
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1
○青少年に有害な図書等の指定	(同)	1
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新	(農業安全課)	2

公告

○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課)	2
○土地改良区の役員就任公告	(同)	3
○委託業務に係る提案書の募集公告(教育委員会事務局)		3
監査委員		
○定期監査結果公表		5

告示

石川県告示第263号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成30年6月5日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	平成30年6月1日	平成33年5月31日

石川県告示第264号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年6月5日

石川県知事 谷本正憲

1 有害興行

興行の種類	興行名	配給会社名
映画	マジカル・セックス 淫ら姫の冒険	オーピー映画
〃	人情フェロモン もち肌わしづかみ	〃
〃	デコトラガール 天使な誘惑	〃
〃	痴漢学園 すさまじい淫行	新東宝映画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年6月5日

石川県告示第265号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年7月号 (04333-07)	(株) ジーノット
〃	Nai Nai プレス北陸 2018年7月号 (06805-07)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年6月5日

石川県告示第266号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

平成30年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 登録年月日及び登録番号

平成15年6月4日 17025

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

町野町農業協同組合

中谷内 信春

輪島市町野町広江4字32番地

3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米、大豆）

4 登録の区分

品位等検査

5 登録検査機関が農産物検査を行う区域

石川県

6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
登 岸 慎	輪島市町野町敷戸1-118	玄米、大豆
四 柳 康 司	輪島市町野町広江1-111-3	玄米、大豆
北 村 祐 希	輪島市町野町桶戸ホ部14番地	玄米、大豆

7 登録更新年月日

平成30年6月4日

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届

出があった。

平成30年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

長坂用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	山 村 憲 一	金沢市長坂2丁目3番8号	平成30年3月31日
〃	新 藏 弘 明	〃 若草町10番31号	〃
〃	村 田 幸 一	〃 野田町へ333番地	〃
〃	虎 本 直 樹	〃 泉野出町2丁目5番3号	〃
〃	野 村 外 茂 雄	〃 泉野町1丁目18番2号	〃
監 事	瀬 藤 義 明	〃 野田町チ128番地	〃
〃	能 登 希 久 丸	〃 泉ヶ丘2丁目8番20号	〃
〃	水 橋 長 之	〃 長坂1丁目4番41号	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

長坂用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	山 村 憲 一	金沢市長坂2丁目3番8号	平成30年4月1日
〃	新 藏 弘 明	〃 若草町10番31号	〃
〃	村 田 幸 一	〃 野田町へ333番地	〃
〃	野 村 外 茂 雄	〃 泉野町1丁目18番2号	〃
〃	角 本 雅 成	〃 泉野出町2丁目13番20号	〃
監 事	高 桑 邦 夫	〃 野田町チ181番地	〃
〃	水 橋 長 之	〃 長坂1丁目4番41号	〃
〃	武 部 善 明	〃 泉ヶ丘2丁目7番13号	〃

委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書を募集する。

平成30年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県立錦城特別支援学校給食委託業務

(2) 業務内容

「石川県立錦城特別支援学校給食業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限

平成31年3月31日

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のすべてに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 石川県内に主たる事業所を有すること。
- (4) 仕様書において示す業務の履行が可能であること。
- (5) 当該プロポーザルに付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可等を受けていること。
- (6) 調理施設を有していること。
- (7) 過去5年間食中毒の発生がないこと。
- (8) 国税及び石川県税を滞納していないこと。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (10) 経営状況において契約の履行に支障がないこと。

3 本プロポーザルの手続に関する事項

- (1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する期間

平成30年6月5日（火）から同月14日（木）まで

イ 電磁的方法による交付

石川県教育委員会事務局庶務課ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/kyusyoku.html>）に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

ウ 書面による交付

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループにおいて交付する。

- (2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

平成30年6月5日（火）から同月12日（火）午後5時までに石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ（k-kohoul@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

電子メールにより、参加申込受付者すべてに回答する。

4 参加の申込みに関する事項

- (1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

- (2) 提出期限

平成30年6月14日（木）午後5時

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限内必着とする。）により提出すること。

- (4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ

5 提案書の提出に関する事項

- (1) 提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、実施要領に定める提案書を提出期限までに提出すること。

- (2) 提出期限
平成30年6月29日(金)午後5時
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。
- (4) 提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ

6 その他

- (1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。
- (3) 委託候補者の選定にあたっては、石川県立錦城特別支援学校給食業務委託プロポーザル審査委員会において、提案書の内容を審査し、最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ
電話番号 076-225-1816
電子メール k-kohou1@pref.ishikawa.lg.jp

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成29年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年6月5日

石川県監査委員	米	澤	賢	司
同	吉	田		修
同	浜	田		孝
同	岡	部	朋	代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
白山ろく民俗資料館	平成30年4月27日	平成30年1月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
水産総合センター	平成30年5月9日	〃	〃
田鶴浜高等学校	〃	〃	〃
内灘高等学校	平成30年5月10日	〃	〃
宝達高等学校	〃	〃	〃
津幡高等学校	〃	〃	〃
保健環境センター	平成30年5月28日	平成30年2月末日現在	〃
手取川水道事務所	〃	〃	〃
美術館	〃	〃	〃
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	〃	〃	〃
工業試験場	〃	平成30年3月末日現在	〃

